

J-クレジットにおけるクレジット認証番号の番号体系の変更に係る  
カーボン・クレジット市場利用規約等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. カーボン・クレジット市場利用規約の一部改正新旧対照表 .....	1
2. カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表 .....	4

カーボン・クレジット市場利用規約の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第29条 参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) J-クレジットに係る売付けを行おうとするときは、当該売付けが成立した場合に移転するJ-クレジットに関する<u>移転用クレジット認証番号</u> (<u>J-クレジット制度事務局が定める11桁の移転用クレジット認証番号</u>をいう。以下同じ。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(売買又は決済に関する規制措置等)</p> <p>第32条 当取引所は、本市場の運営に係る安定性確保の観点から必要と認めた場合には、次の各号に掲げる措置その他の当取引所が適当と認める売買又は決済に関する規制措置を講じることができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>移転用クレジット認証番号</u>の指定の制限又は決済におけるクレジットの移転の制限</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(決済単位の通知)</p> <p>第35条 当取引所は、売買約定の成立後、第33条に規定する決済の単位（以下この章において「決済単位」という。）ごとに、次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定める事項について、本システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知するものとする。</p> <p>(1) J-クレジット カーボン・クレジットの数量、売買代金、<u>移転用クレジット認証番号</u>及びその他これらに関連する情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>(J-クレジットにおける<u>移転用クレジット認証番号</u>の過誤等に係る申告)</p>	<p>(呼値)</p> <p>第29条 参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) J-クレジットに係る売付けを行おうとするときは、当該売付けが成立した場合に移転するJ-クレジットに関する<u>クレジット認証番号</u> (<u>J-クレジットの認証時にプロジェクトの認証ごと</u>に付与される番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(売買又は決済に関する規制措置等)</p> <p>第32条 当取引所は、本市場の運営に係る安定性確保の観点から必要と認めた場合には、次の各号に掲げる措置その他の当取引所が適当と認める売買又は決済に関する規制措置を講じることができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) クレジット認証番号の指定の制限又は決済におけるクレジットの移転の制限</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(決済単位の通知)</p> <p>第35条 当取引所は、売買約定の成立後、第33条に規定する決済の単位（以下この章において「決済単位」という。）ごとに、次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定める事項について、本システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知するものとする。</p> <p>(1) J-クレジット カーボン・クレジットの数量、売買代金、クレジット認証番号及びその他これらに関連する情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>(J-クレジットにおけるクレジット認証番号の過誤等に係る申告)</p>

第36条 売り方参加者は、前条の通知について、自己の保有するJークレジット（第39条第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、第29条第1項第3号の規定により指定した移転用クレジット認証番号に過誤がある場合又は前条の規定により通知したJークレジットの数量を移転できない場合は、直ちに、その旨及び次の各号に掲げる事項を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

(1) 当該売り方参加者が、当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別の移転用クレジット認証番号に係るJークレジットを保有しており、かつ、当該Jークレジットによって当該売買約定に係る決済を行うことを希望するときは、その旨及び訂正後の移転用クレジット認証番号

(2) 当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別の移転用クレジット認証番号に係るJークレジットを保有していないとき又は当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別の移転用クレジット認証番号に係るJークレジットを保有しているが当該売買約定に係る決済を行うことを希望しないときは、当該売買約定に係るJークレジットの移転が困難である旨

2 売り方参加者は、前項第1号に規定する事項を申告したときは、訂正後の移転用クレジット認証番号に係るJークレジットにより当該売買約定を決済するものとする。

(決済において授受するカーボン・クレジット)

第38条 カーボン・クレジットの決済において参加者が授受するカーボン・クレジットは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 引渡しクレジット

一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうちJークレジットにおいては売り方参加者ごとかつ第29条第1項第3号の規定により指定した移転用クレジット認証番号ごとに合算したものをいい、超過削減枠においては売り方参加者ごとに合算したものをいう。

(2) 受取りクレジット

一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、Jークレジット

第36条 売り方参加者は、前条の通知について、自己の保有するJークレジット（第39条第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、第29条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号に過誤がある場合又は前条の規定により通知したJークレジットの数量を移転できない場合は、直ちに、その旨及び次の各号に掲げる事項を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

(1) 当該売り方参加者が、当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJークレジットを保有しており、かつ、当該Jークレジットによって当該売買約定に係る決済を行うことを希望するときは、その旨及び訂正後のクレジット認証番号

(2) 当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJークレジットを保有していないとき又は当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJークレジットを保有しているが当該売買約定に係る決済を行うことを希望しないときは、当該売買約定に係るJークレジットの移転が困難である旨

2 売り方参加者は、前項第1号に規定する事項を申告したときは、訂正後のクレジット認証番号に係るJークレジットにより当該売買約定を決済するものとする。

(決済において授受するカーボン・クレジット)

第38条 カーボン・クレジットの決済において参加者が授受するカーボン・クレジットは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 引渡しクレジット

一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうちJークレジットにおいては売り方参加者ごとかつ第29条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号ごとに合算したものをいい、超過削減枠においては売り方参加者ごとに合算したものをいう。

(2) 受取りクレジット

一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、Jークレジット

においては買い方参加者ごとかつ移転用クレジット認証番号ごとに合算したものをいい、超過削減枠においては買い方参加者ごとに合算したものをいう。

- 2 前項各号に定める引渡しクレジットと受取りクレジットについて、J-クレジットにおいて同一の参加者における同一の移転用クレジット認証番号に係るカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わず、また、超過削減枠において同一の参加者におけるカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わないこととする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和8年3月18日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年3月18日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

においては買い方参加者ごとかつクレジット認証番号ごとに合算したものをいい、超過削減枠においては買い方参加者ごとに合算したものをいう。

- 2 前項各号に定める引渡しクレジットと受取りクレジットについて、J-クレジットにおいて同一の参加者における同一のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わず、また、超過削減枠において同一の参加者におけるカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わないこととする。

カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
(移転用クレジット認証番号の過誤等に係る申告時限) 第15条 (略)				(クレジット認証番号の過誤等に係る申告時限) 第15条 (略)			
別表1 売買の区分に関する表				別表1 売買の区分に関する表			
第一階層	第二階層	第三階層	概要	第一階層	第二階層	第三階層	概要
制度	大分類	小分類		制度	大分類	小分類	
J-クレジット	省エネルギー	(指定しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書(注1)において省エネ量(k1)のみが正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。	J-クレジット	省エネルギー	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書(注1)において省エネ量(k1)のみが正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー(電力)	(指定しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論(「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論を除く。)のみを用いて認証されたJ-		再生可能エネルギー(電力)	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論(「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論を除く。)のみを用いて認証されたJ-

			ークレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
再生可能エネルギー（電力：木質バイオマス）	（指定しない）	<u>移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、</u> J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数であるものからなる区分をいう。	
再生可能エネルギー（熱）	（指定しない）	<u>移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、</u> J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報	

			クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
再生可能エネルギー（電力：木質バイオマス）	（指定しない）	<u>1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、</u> J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数であるものからなる区分をいう。	
再生可能エネルギー（熱）	（指定しない）	<u>1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、</u> J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書	

			<p>告書において再エネ量（熱）（GJ）のみが正の数であるものからなる区分をいう。</p>
再生可能エネルギー（電力・熱混合）	（指定しない）	<p><u>移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり</u>、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において次の各号に掲げる数値のいずれか二以上が正の数であるものからなる区分をいう。</p> <p>(1) 「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」以外の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量（電力）（MWh）</p> <p>(2) 「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃</p>	

			<p>において再エネ量（熱）（GJ）のみが正の数であるものからなる区分をいう。</p>
再生可能エネルギー（電力・熱混合）	（指定しない）	<p><u>1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち</u>、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において次の各号に掲げる数値のいずれか二以上が正の数であるものからなる区分をいう。</p> <p>(1) 「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」以外の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量（電力）（MWh）</p> <p>(2) 「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃</p>	

			料又は系統電力の代替」の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量（電力）（MWh）（3）再エネ量（熱）（GJ）
森林	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。	
農業（中干し期間の延長）	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める農業の方法論（「水稻栽培における中干し期間の延長」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。	

			電力の代替」の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうち再エネ量（電力）（MWh）（3）再エネ量（熱）（GJ）
森林	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。	
農業（中干し期間の延長）	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める農業の方法論（「水稻栽培における中干し期間の延長」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。	

	農業 (バイオ炭)	(指定 しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める農業の方法論（「バイオ炭の農地施用」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	その他	(指定 しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット	(指定 しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が2から始まるJ-クレジットからなる区分をいう。
J-VER制度からの移行型	J-VER (森林)	(指定 しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が3から始まり、J-VER制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER (その他)	(指定 しない)	移転用クレジット認証番号の1桁目が3から始まり、

	農業 (バイオ炭)	(指定 しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める農業の方法論（「バイオ炭の農地施用」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	その他	(指定 しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット	(指定 しない)	2から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
J-VER制度からの移行型	J-VER (森林)	(指定 しない)	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER (その他)	(指定 しない)	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記

			上記にあてはまらないJークレジットからなる区分をいう。
地域版Jークレジット、J-VER（未移行）、地域版J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行）	地域版クレジット	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が4から始まるJークレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）森林	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が0から始まり、J-VER制度で定める森林吸収方法論のみを用いて認証されたJークレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）その他	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が0から始まり、上記にあてはまらないJークレジットからなる区分をいう。
	地域版J-VER（未移行）	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が9から始まるJークレジットからなる区分をいう。
	国内クレジット（未移行）	（指定しない）	移転用クレジット認証番号の1桁目が8から始まるJークレジットからなる区分をいう。
（略）			

（注1） （略）

			にあてはまらないJークレジットからなる区分をいう。
地域版Jークレジット、J-VER（未移行）、地域版J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行）	地域版クレジット	（指定しない）	4から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJークレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）森林	（指定しない）	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林吸収方法論のみを用いて認証されたJークレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）その他	（指定しない）	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記にあてはまらないJークレジットからなる区分をいう。
	地域版J-VER（未移行）	（指定しない）	9から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJークレジットからなる区分をいう。
	国内クレジット（未移行）	（指定しない）	8から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJークレジットからなる区分をいう。
（略）			

（注1） （略）

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年3月18日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年3月18日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。